

愛媛県立松山城北特別支援学校(仮称)
校舎整備事業
設計・施工一括発注プロポーザル
提案募集要項

令和6年7月
愛媛県教育委員会事務局
特別支援教育課

目 次

I. 事業の目的	1
II. 事業の概要.....	1
(1) 事業名称.....	1
(2) 方式	1
(3) 発注者	1
(4) 業務内容.....	1
(5) 建設計画地概要.....	1
(6) 施設整備スケジュール(予定)	2
(7) 履行期間.....	2
(8) 契約上限額	2
(9) 資料提供.....	2
(10) 事務局	2
III. 参加資格要件	3
(1) 参加者の構成	3
(2) 共通事項.....	3
IV. 応募手続等スケジュール(予定)	5
(1) 質問書の提出手続	5
(2) プロポーザル参加表明書類の受付.....	5
(3) 提案書の提出	6
V. 審査及び受託者の決定	7
(1) 審査委員会	7
(2) 審査方法.....	7
(3) 審査結果の通知	7
VI. 契約	8
(1) 契約の締結.....	8
(2) 契約手続において使用する言語及び通貨	8
(3) 契約保証金	8
VII. その他	8

I.事業の目的

みなら特別支援学校の児童生徒数が増加し大規模化が進んでいること、松山市北西部の児童生徒の通学負担軽減を図る必要があることから、松山聾学校敷地内に設置しているみなら特別支援学校松山城北分校(高等部のみ)を拡充し、中予北部の拠点となる小・中・高一貫の知的障がい特別支援学校を整備する。令和8年4月の開校に向け、工期の短縮及びコスト縮減の双方を期待できる設計施工一括発注方式(DB:デザインビルド方式)を採用するとともに、建築物の構造において工期が比較的短期間で実施できる軽量鉄骨ブレース構造にて限定し、公募型プロポーザルにより、優れた提案者について本事業の受託者として選定することを目的とするものである。

II.事業の概要

(1) 事業名称

愛媛県立松山城北特別支援学校(仮称)校舎整備事業

(2) 方式

公募型プロポーザル方式

(3) 発注者

愛媛県

(担当部局:教育委員会事務局指導部特別支援教育課)

(4) 業務内容

本事業では、以下の項目に定める業務を行う。

- ① 基本設計業務・実施設計業務及びその関連業務
- ② 建設工事及びその関連業務
- ③ 工事監理業務
- ④ 官公庁その他への手続及び関連業務

(5) 建設計画地概要

- ① 愛媛県松山市馬木町 2325 番地

- ② 敷地面積 33,141.06 m²
- ③ 用途地域 第一種住居地域 建ぺい率 60% 容積率 200%
- ④ 防火地域 法第 22 条地域

(6) 施設整備スケジュール(予定)

スケジュール	内容
令和6年 10 月	設計・施工請負契約締結
契約締結日～令和7年2月	基本・実施設計及び申請業務
令和7年3月～令和8年2月 28 日	建設工事業務
令和8年2月 28 日	建物の引渡
令和8年4月	使用開始

(7) 履行期間

契約締結日～令和8年2月 28 日まで

(8) 契約上限額

【990,000,000 円】(消費税及び地方消費税を含む)

契約上限額は、本事業にかかる設計費・工事費・工事監理費等の合計額をいう。

(9) 資料提供

本事業の参加者に対し、松山聾学校の既存施設の整備事業にかかる設計図書等の閲覧、また現地確認を認めることとする。

なお、閲覧については、事前に次の(10)事務局に連絡し、指示を仰ぐこととする。

(10)事務局

愛媛県教育委員会事務局 指導部 特別支援教育課(以下「事務局」という)

〒790-8570 愛媛県松山市一番町4丁目4番地2

TEL:089-912-2965

FAX:089-912-2964

Mail:tokubetsushien@pref.ehime.lg.jp

Ⅲ.参加資格要件

(1)参加者の構成

参加者は、単体企業又は複数の者で構成される共同企業体(以下「共同企業体」という。)によるものとする。

ただし、共同企業体の場合は、次の要件を満たすこととする。

- ① 共同企業体を構成する企業の中から代表企業を定め、参加表明書に代表企業名を明記するとともに、代表企業が応募手続きを代表して行うこと。
- ② 経営形態は、分担方式(乙型)とする。
- ③ 参加者の構成員は、他の提案を行う参加者の構成員になることは出来ない。
- ④ 原則として、提案書類の受付日以降は構成員の変更は認めないものとする。
- ⑤ 各構成員は、異業種特定建設共同企業体協定書を締結し、提出すること。

(2) 共通事項

参加者は、参加表明書類提出日において、次に掲げる要件をすべて満たすこととする。なお、受託者の決定までの間に、次に掲げる要件を一つでも満たさなくなった場合は、参加資格を取消すものとする。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- ② 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生開始手続きの申立てがなされている者(更生手続き開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立てをされている者(再生手続き開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- ③ 愛媛県の物品関係入札参加停止基準および建設工事等入札参加停止基準に基づく入札参加停止を受けていない者であること。
- ④ 愛媛県内に事業所を有し、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条に規定する特定建設業の許可(建設工事業にかかるものに限る。)を受けていること。
なお、共同企業体においては、代表企業または構成員にかかわらず、建設工事を担う企業が上記の許認可を受けていること。

- ⑤ 愛媛県内に事業所を有し、建築士法(昭和25年法律第202号)第23条に規定する一級建築士事務所の登録を愛媛県内で受けていること。
- ⑥ 参加者のうち、単独企業は、令和5・6年度建設工事入札参加資格において「建築工事一式」においてA等級及び建築関係建設コンサルタントの入札参加資格を有するものであること。共同企業体においてはその代表企業が上記のどちらかの入札参加資格を有し、構成員は代表企業の有していない入札参加資格を有するものとする。
- ⑦ 設計業務及び工事監理業務における管理技術者及び設計業務における照査技術者の資格要件は、建築士法による一級建築士であること。なお、照査技術者は業務の技術上の管理を行う管理技術者と兼務することができない。
- ⑧ 監理技術者にあつては、建築工事業に係る監理技術者資格証の交付を受けており、かつ建設業法第26条第4項の国土交通大臣の登録を受けた講習を受講している監理技術者(以下、「監理技術者」という。)であること。
- ⑨ 監理技術者、主任技術者又は専門技術者は、この提案に参加しようとする者との間に直接的な雇用関係(参加表明書類提出日以前に3箇月以上の雇用関係)を有している者であること。
- ⑩ 工事に配置する技術者は専任とすること。
- ※管理技術者・・・設計業務と工事監理業務を管理できる技術者
 - ※照査技術者・・・成果物の内容について技術上の照査を行う者
 - ※監理技術者・・・建設業法第26条第2項に規定された建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるもの
 - ※主任技術者・・・建設業法第26条第1項に規定された建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるもの
 - ※専門技術者・・・建設業法第26条の2に規定された建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるもの

IV.応募手続等スケジュール(予定)

スケジュール	内容
令和6年7月 16 日(火)	プロポーザル公告
令和6年7月 26 日(金)	参加表明書類の受付期限
令和6年7月 30 日(火)	質問書の提出期限
令和6年8月6日(火)	事業に関する質問への回答公表
令和6年8月 16 日(金)	提案書の提出期限
令和6年8月中旬～下旬	参加者によるプレゼンテーションの実施
令和6年8月下旬	優先交渉権者の通知
令和6年 10 月初旬	契約の締結

(1) 質問書の提出手続

① 質問書の提出場所及び方法

事業に関する質問は、様式1「質問書」を作成しメールにより事務局へ提出すること。

② 質問書の提出期限

令和6年7月 30 日(火)17 時まで

③ 回答の公表日及び回答方法

質問に対する回答については、一括して質問回答書としてとりまとめを行った上で参加者へ通知する。質問回答書の内容は、本要項の追加、または修正とみなすものとする。

公表予定日:令和6年8月6日(火)

(2) プロポーザル参加表明書類の受付

本プロポーザルに参加を希望する者は、参加表明書類を提出し、直ちに提案書の作成に着手すること。

① 参加表明書類の受付期限

令和6年7月 26 日(金)17 時まで

② 提出先

愛媛県教育委員会事務局 指導部 特別支援教育課

③ 提出方法

持参または郵送により提出すること。但し、郵送による場合は、上記①の期限内に必着することとする。

④ 提出書類

下記に示す書類をA4ファイルにとりまとめ、1部提出すること。

- ・参加表明書(様式2-1～様式2-2)
- ・主要業務実績書(様式3-1～様式3-2)
- ・管理技術者、監理技術者の経歴・実績(様式4-1～様式4-2)
- ・会社概要(パンフレット等)
- ・財務諸表(直近3期分)
- ・特定建設共同企業体協定書(共同企業体で参加する場合のみ)
- ・構成員から代表企業への委任状(共同企業体で参加する場合のみ)
- ・代表事業者名と構成関連事業者名を示し、それぞれの事業者の関係や役割分担を示した事業実施体制図(共同企業体で参加する場合のみ)

※参加表明書類提出後に参加を辞退する場合は、参加辞退届(様式10)を提出すること。

(3) 提案書の提出

参加表明書類を提出した者は、下記の要領に従い、提案書を提出すること。

① 提案書の提出期限

令和6年8月16日(金)17時まで

② 提出先

愛媛県教育委員会事務局 指導部 特別支援教育課

③ 提出方法

持参または郵送により提出すること。但し、郵送による場合は、上記①の期限内に必着することとする。

事務局による提出書類の受領確認後、受領書を交付する。

④ 提出書類

下記の書類をA4ファイルにとりまとめ、10部提出すること。

※A3サイズの図面は、折り込んで A4ファイルに綴じること。

※提案書の記載内容・枚数制限等の詳細は、各様式を参照すること。

- ・提案書類提出届(様式5)
- ・事業実施体制に関する提案書(様式6)
- ・施設計画に関する提案書(様式7-1～様式7-3)
- ・工程表(様式8)
- ・見積書(様式9)
- ・図面(任意様式、配置図、平面図、立面図、完成予想透視図 等)
- ・仕上表(任意様式)

V. 審査及び受託者の決定

(1) 審査委員会

選定に係る審査は、「愛媛県立松山城北特別支援学校(仮称)校舎整備プロポーザル選定委員会」が行う。

(2) 審査方法

提案書の内容を基に、予め定めた提案書評価基準に従い、愛媛県立松山城北特別支援学校(仮称)校舎整備プロポーザル選定委員会が審査を行い、評価基準に定める要件を満たし、かつ、最も高い評価値を得たものを最優秀提案者として決定する評価基準及び配点は別表のとおりとする。

(3) 審査結果の通知

令和6年8月下旬までに各応募者へ個別に通知する。

VI. 契約

(1) 契約の締結

県は、最優秀提案者と提出された提案書を参考に協議を行い、協議が整った場合に、別途定める予定価格の範囲内で、契約を締結する。

この協議の際、提出された契約書の内容等について一部変更する場合がある。

(2) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(3) 契約保証金

契約金額の10分の1以上の額を納付しなければならない。ただし、金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、県を被保険者とする履行保証保険契約又は県を債権者とする履行保証契約を締結し、その保険証券を県に寄託した場合は、契約保証金の納付を免除する。

VII. その他

- ・提案書の作成等に係る費用は提案者の負担とする。
- ・提出された提案書は返却しない。
- ・提出された提案書は、提出者に無断で使用しないものとする。
- ・参加者が提出した提案書に虚偽の記載がある場合は、参加資格を無効とする。
- ・審査内容及び審査結果については一切の異議を認めないこととする。